

# 令和5年 夏の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

## 期 間

令和5年7月10日（月）～7月19日（水）

## 鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

**目 的** 夏季はレジャーや帰省等による交通量の増加、子どもの屋外活動の活発化により交通事故の発生が懸念されることから、市民に対し交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

- 重点事項**
- 1 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
  - 2 自転車の安全利用の推進
  - 3 過労運転等の防止
  - 4 飲酒運転の根絶

7月15日（土）は  
「交通安全にみんなで参加する日」及び  
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

# 重点事項1

## 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

夏季は夏休み等により子どもの活動が活発となり、交通事故に遭う可能性が高くなることが予想されます。また、昨年の県内における交通事故による死者のうち、42.9%が65歳以上の高齢者となっています。(R4 交通年鑑より)

### ◎運転者は・・・

- すべての座席におけるシートベルトの着用と、子どもを乗車させるときは体格に合ったチャイルドシートを使用しましょう。
- 歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道手前では減速し横断者がいるときは一時停止して横断者を優先させましょう。
- 子どもの飛び出し、高齢者及び障がい者の道路横断にも対応できる安全な思いやり運転を実施しましょう。
- 横断歩道の手前の◇マークが見えたら、止まれる速度まで落としましょう。

### ◎高齢運転者は・・・

- 身体機能の変化を認識し、自身の運転能力に応じた安全運転に努めましょう。
- 交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる「安全運転サポート車」や「後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置」の導入を検討しましょう。
- 標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控えましょう。

### ◎歩行者は・・・

- 信号機のない横断歩道では運転者に対して手のひらを見せる、目線を送るなど横断する意思を伝えましょう。
- 歩行中に携帯電話やスマートフォン等を操作したり画面を見ることは、周囲が見えなくなるため、立ち止まって安全な場所で使用しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

(運転免許証の自主返納支援制度の例)

事業主体	主な支援内容
鳥取市	65歳以上の高齢者及び運転免許証返納者(年齢制限なし)を対象に、路線バス定期券を定価の半額で販売(販売場所:鳥取バスターミナル)
鳥取県 ハイヤータクシー協会等	タクシー運賃1割引

※その他支援制度について詳しくは、

鳥取県警察HP「運転免許証を自主返納される方への支援制度のお知らせ」まで

## 重点事項2

# 自転車の安全利用の推進

### ◎自転車利用者は・・・

- 交通事故による被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は車のなかまです。車道の左側を通行し、「止まれ」の標識があるときは必ず一時停止をするなど安全な方法で利用しましょう。
- 自転車利用時の飲酒運転、二人乗り、傘さし運転はもとより、携帯電話を使いながら、音楽を聞きながらの「ながら運転」等危険な運転はやめましょう。
- 夜間は前照灯を点灯し、明るい服装や反射材用品を身に付けましょう。
- 体調が優れないときは、認知機能や判断力が低下し事故につながる恐れがあります。安全を優先し、自転車の利用は控えましょう。

### ◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車事故の招く責任の重大さなどについて話し合い、自転車損害賠償保険への加入を呼びかけましょう。
- 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。
- 自転車利用者には、自転車用ヘルメットを着用するよう呼びかけましょう。
- 「自転車安全利用五則」による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

#### <自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



#### <主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。補償内容をもう一度確認してみましょう。

個人賠償責任保険
他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。
傷害保険
自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。
TSマーク付帯保険
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年間。

# 重点事項3

## 過労運転等の防止

夏季は暑さからくる疲労蓄積、睡眠不足による居眠り運転や過労運転により、正面衝突や車両単独の車線はみだし事故の発生等が予想されます。

### ◎運転者は・・・

- 暑さからくる疲労の蓄積や熱中症を引き起こさないためにも、適時の休憩やこまめな水分補給に努めましょう。
- 睡眠不足や体調不良時は、不要な運転は控えましょう。

### ◎職場では・・・

- 朝礼・会議等を利用して過労運転等の危険性を周知するとともに、休憩を取りやすい環境を整えましょう。
- 運転者の体調管理チェックを行い、異状が認められる場合は運転者を交替させる等の管理を行いましょう。

### ◎地域・家庭・関係機関では・・・

- 家庭や事業所等において、運転手の疲労や睡眠の状態をチェックし、問題があれば運転をしないように呼びかけを行いましょう。
- 誰にでも居眠り運転、過労運転は起きうることを理解し、過労運転は大事故につながることを周知徹底に努めましょう。

### <過労運転とは>

車両の運転者が過労により、正常な運転ができない恐れがある状態で車両を運転する行為といわれており、道路交通法にて禁止されています。過労の兆候として表れる3大症状に「注意力の低下」「疲労感の増大」「眠気」が上げられています。中でも眠気がある状態での運転は、飲酒運転をしているのと同じくらい危険だとされています。

○運転者本人

処罰対象	罰則	違反点数
道路交通法 66 条 過労運転の禁止	3年以下の懲役 または 50 万円以下の罰金	25 点

### ○過労の兆候として表れる3大症状

- ①注意力の低下
- ②疲労感の増大
- ③眠気

※特に眠気は、飲酒運転と同じくらい危険！



# 重点事項4

## 飲酒運転の根絶

令和4年における飲酒を伴う人身交通事故は前年から6件減少、死亡事故の発生はなかったものの交通事故総数は令和3年から10件増加しています。

### ◎運転者(自転車利用者を含む)は・・・

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない意識を徹底して持ちましょう。
  - ・「飲酒運転をなくすための3つの約束」の実践
  - ・「ハンドルキーパー運動」の実践
  - ・公共交通機関や自動車運転代行サービスの利用
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。
- 自転車利用者も飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。

### ◎家庭・地域・職場・関係機関では・・・

- 飲酒運転をしない・させない環境作りに努めましょう。
  - ・朝礼や会議などの機会を活用した指導の徹底
  - ・飲酒運転を「しない・させない・許さない」意識を広報啓発
- 飲酒をした後に運転をするおそれのある者には、車両を提供しない、また飲酒運転の車に同乗しないようにしましょう。

運転者以外にも罰則が科せられます！

#### <運転者・車両の提供者>

- 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### <酒類提供者・車両の同乗者>

- 酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



※酒酔い運転……酒に酔って正常な運転ができない状態で車などを運転すること。  
酒気帯び運転……呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以上の状態で車などを運転すること。  
呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以下でも飲酒運転に該当します。

### ○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

### ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。

